

医療観察制度Q&A

1 医療観察制度の目的は何ですか。

この制度は、対象となる人の社会復帰を促進することを目的とするものです。精神の障害のために他害行為を行うという不幸な事態が繰り返されることなく社会復帰を促進するため、必要な医療を確保して病状の改善を図ることが重要であるとして設けられた制度です。

2 保護観察所の社会復帰調整官とはどのような人ですか。

保護観察所は、この制度の対象となる人の処遇に当初審判のときから一貫して関与し、関係機関相互の連携が確保されるよう、処遇のコーディネーター役を果たすこととされています。社会復帰調整官は、保護観察所においてこの制度による処遇に従事し、対象となる人の社会復帰を支援する、精神保健福祉士等の専門家です。

3 生活環境の調査とはどのようなものですか。

保護観察所が行う生活環境の調査とは、裁判所の求めに応じ、対象となる人の住居や家族の状況、利用可能な精神保健福祉サービスの現状など、その生活を取り巻く環境について調査するものです。調査は、ご本人や家族等の関係者と面談するほか、関係機関に照会するなどして行われ、その結果は、審判における資料の一つとなります。

4 入院中に行われる生活環境の調整とはどのようなものですか。

この制度では、指定入院医療機関に入院した人が、その居住地等において円滑に社会復帰できるよう、入院当初から、退院に向けた取組を継続的に行うこととしています。生活環境の調整とは、保護観察所が、ご本人から退院後の生活に関する希望を聴取しつつ、指定入院医療機関や退院予定地の精神保健福祉関係機関と連携して、退院地の選定・確保のための調整や、そこでの処遇実施体制の整備を進めるものです。

5 ケア会議ではどのようなことが話し合われるのですか。

ケア会議では、処遇の実施計画の作成や見直しのための協議を行うほか、各関係機関による処遇の実施状況や、対象となる人の生活状況など処遇に必要な情報を共有します。また、保護観察所が裁判所に対して行う各種申立ての必要性についての検討や、病状や生活環境の変化に伴う対応などについても話し合われます。

6 処遇の実施計画にはどのような内容が盛り込まれるのですか。

処遇の実施計画には、対象となる一人ひとりについて必要な医療、精神保健観察及び援助の内容と方法が記載されるほか、病状の変化等により緊急に医療が必要となった場合の対応方法や、ケア会議の開催予定などが盛り込まれます。実施計画の内容については、ご本人に十分な説明を行うこととされ、処遇の経過に応じ必要な見直しが行われます。また、この制度による処遇の終了に当たって、一般の精神医療や精神保健福祉サービス等に円滑に移行できるよう、実施計画においても配慮することとされています。

全国保護観察所(社会復帰調整官室)一覧

保護観察所名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	011-261-9315(直通)
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-0431(代表)
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4 旭川法務総合庁舎	0166-51-9376(代表)
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-23-3200(代表)
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25 青森法務総合庁舎	017-776-6418(代表)
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20 盛岡法務合同庁舎	019-624-3395(代表)
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1 仙台法務総合庁舎	022-221-1459(直通)
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2 秋田地方法務合同庁舎	018-862-3903(代表)
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32 山形地方法務合同庁舎	023-631-2277(代表)
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市孤塚17 福島法務合同庁舎	024-534-2246(代表)
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1 水戸地方法務合同庁舎	029-221-3977(直通)
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	028-621-2284(直通)
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎	027-237-5010(代表)
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎	048-861-8289(直通)
千葉保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2丁目14-10 西千葉庁舎	043-204-7793(直通)
東京保護観察所(本庁)	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟	03-3597-0125(直通)
東京保護観察所(立川支部)	190-0014	東京都立川市緑町6番地3 立川第二法務総合庁舎	042-521-4234(直通)
横浜保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	045-662-6653(直通)
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-228-3908(直通)
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8 甲府法務総合庁舎	055-235-7146(直通)
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野法務総合庁舎	026-234-1993(代表)
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45 静岡地方法務合同庁舎	054-253-0191(代表)
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16 富山法務合同庁舎	076-421-0620(代表)
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-261-0112(直通)
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-6730(直通)
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館	058-265-2651(代表)
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2959(直通)
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12 津法務総合庁舎	059-227-6671(代表)
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-524-6683(代表)
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141(代表)
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6785(直通)
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1 神戸法務総合庁舎	078-351-4008(直通)
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1 奈良地方法務合同庁舎	0742-23-4869(代表)
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-436-2501(代表)
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎	0857-22-3518(代表)
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3774(直通)
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎	086-224-5650(直通)
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4521(直通)
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1337(直通)
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4359(代表)
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-821-9011(直通)
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎	089-941-9983(代表)
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎	088-873-5118(代表)
福岡保護観察所(本庁)	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3 福岡第2法務総合庁舎	092-761-6740(直通)
福岡保護観察所(北九州支部)	803-0813	福岡県北九州市小倉北区城内5-1 小倉合同庁舎	093-561-6379(直通)
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-24-4319(直通)
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-822-5175(代表)
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎	096-366-8080(代表)
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-2053(代表)
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-24-4345(代表)
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-226-1556(代表)
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川11-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-853-2959(直通)

令和3年12月現在



医療観察制度のしおり

ともに生きる地域社会に向かって

法務省保護局

医療観察制度とは

精神に障害を持つ人の社会復帰を促進するための制度^{*}です。

この制度は、^{*}心神喪失又は心神耗弱の状態、^{**}重大な他害行為を行った人を対象としています。

このような人の社会復帰には困難を伴う場合も多く、通常の精神保健福祉政策にあわせて、社会復帰を進めるための継続的な支援を行おうとするものです。

入院・通院や退院などを適切に決定するための手続、手厚い医療の提供、地域において必要な医療やケアを確保するための仕組みなどが設けられています。

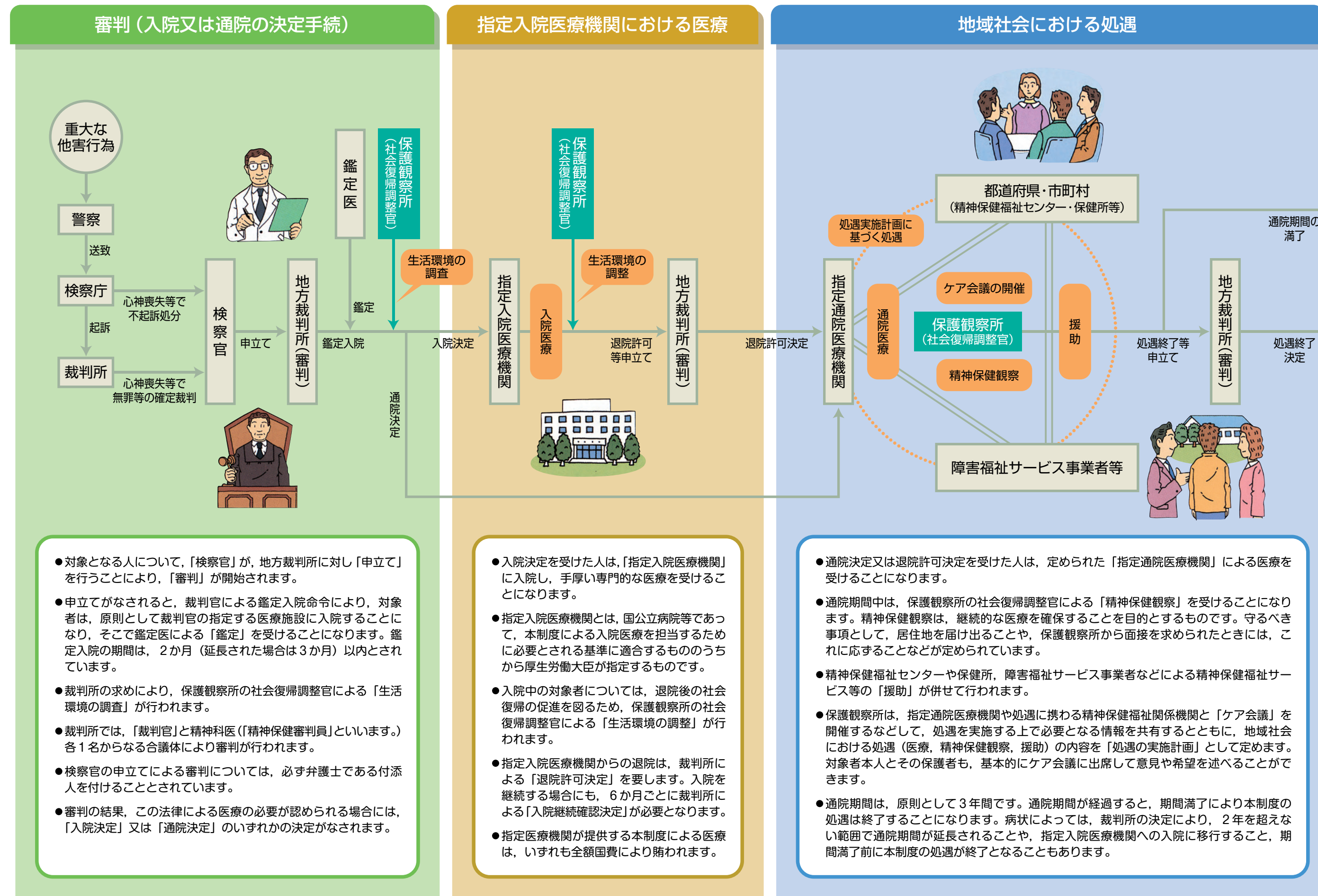
^{*}平成17年7月に施行された、いわゆる「心神喪失者等医療観察法」に基づく制度です。

^{**}心神喪失、心神耗弱とは、精神の障害のために、善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。このうち、まったく責任を問えない場合を心神喪失といい、限定的な責任を問える場合を心神耗弱といいます。

^{**}重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂も含みます。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともあります。）に当たる行為をいいます。



医療観察制度の概要



- 対象となる人について、「検察官」が、地方裁判所に対し「申立て」を行うことにより、「審判」が開始されます。
- 申立てがなされると、裁判官による鑑定入院命令により、対象者は、原則として裁判官の指定する医療施設に入院することになり、そこで鑑定医による「鑑定」を受けることになります。鑑定入院の期間は、2か月（延長された場合は3か月）以内とされています。
- 裁判所の求めにより、保護観察所の社会復帰調整官による「生活環境の調査」が行われます。
- 裁判所では、「裁判官」と精神科医（「精神保健審判員」といいます。）各1名からなる合議体により審判が行われます。
- 検察官の申立てによる審判については、必ず弁護士である付添人を付けることとされています。
- 審判の結果、この法律による医療の必要が認められる場合には、「入院決定」又は「通院決定」のいずれかの決定がなされます。

- 入院決定を受けた人は、「指定入院医療機関」に入院し、手厚い専門的な医療を受けることになります。
- 指定入院医療機関とは、国公立病院等であって、本制度による入院医療を担当するために必要とされる基準に適合するものの中から厚生労働大臣が指定するものです。
- 入院中の対象者については、退院後の社会復帰の促進を図るため、保護観察所の社会復帰調整官による「生活環境の調整」が行われます。
- 指定入院医療機関からの退院は、裁判所による「退院許可決定」を要します。入院を継続する場合にも、6か月ごとに裁判所による「入院継続確認決定」が必要となります。
- 指定医療機関が提供する本制度による医療は、いずれも全額国費により賄われます。

- 通院決定又は退院許可決定を受けた人は、定められた「指定通院医療機関」による医療を受けることになります。
- 通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による「精神保健観察」を受けることになります。精神保健観察は、継続的な医療を確保することを目的とするものです。守るべき事項として、居住地を届け出ることや、保護観察所から面接を求められたときには、これに応ずることなどが定められています。
- 精神保健福祉センターや保健所、障害福祉サービス事業者などによる精神保健福祉サービス等の「援助」が併せて行われます。
- 保護観察所は、指定通院医療機関や処遇に携わる精神保健福祉関係機関と「ケア会議」を開催するなどして、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、地域社会における処遇（医療、精神保健観察、援助）の内容を「処遇の実施計画」として定めます。対象者本人とその保護者も、基本的にケア会議に出席して意見や希望を述べることができます。
- 通院期間は、原則として3年間です。通院期間が経過すると、期間満了により本制度の処遇は終了することになります。病状によっては、裁判所の決定により、2年を超えない範囲で通院期間が延長されることや、指定入院医療機関への入院に移行すること、期間満了前に本制度の処遇が終了となることもあります。

本制度による処遇の終了（一般の精神医療・精神保健福祉の継続）